<u>臨床検査技師養成所自己点検票</u>

学科名及び課程名

令和3年10月14日施行 改正規則等対応

科

課程

令和 年 月 日 実施

養成所名

	所 在 地 修業年限及	び定員	年	年 名	
	作成者: 役職名 氏 名				
		判定	関係法令等	備考	
1 教	員等に関する事項			5	
(1)	養成所の長は、保健医療、教育又は学術に関する業務に5年以上従事した者であり、臨床 査技師教育を十分に理解し、明確な教育方針をもった者であるか	検適口否口	指導要領4(1)		
(2)	専任教員の配置は適切か(各学年各学級ごと、全日制定時制は3名の兼任が可)	適口否口	指導要領4(2)		
(3)	指定規則別表第一の各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち臨床 検査技師、医師、又はこれと同等以上の学識経験を有する専任教員が6人以上いるか (1学年に2学級以上を有する養成所にあっては、1学級増すごとに3を加えた数)	適口否口	指定規則第2条第4号		
(4)	専任教員のうち3人以上は業務経験5年以上の臨床検査技師であるか (初年度は1名、次年度は2名とすることができる)	適口否口	指定規則第2条第5号		
(5)	専任教員1人の授業時間は1週あたり15時間を標準としているか	適口否口	指導要領4(3)		
(6)	教員は担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であるか (医師、歯科医師、臨床検査技師、高等学校教員etc)	適口否口	指導要領4(4)		
(7)	教員の出勤状況が確実に記録されているか	適口否口			
(8)	臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨地実習の進捗管理等を 行う者として、専任教員から1名以上配置しているか。	適口否口	指導要領4(5)		
2 学	生に関する事項				
(1)	入学資格の審査は確実に行われているか(卒業(見込)証明書etc)	適口否口	指導要領3(2)		
(2)	1学級の定員は10人以上40名以下で、学則に定められた学生の定員を遵守しているか	適口否口	指定規則第2条第6号、指導要領3 (1)、H11,1,12医事第1号通知		
(3)	入学者の選考は適正に行われているか ※複数面接、筆記試験、合格基準etc	適口否口	指導要領3(2)		
(4)	進級、卒業、成績、出席状況等に関する記録が確実に保存されているか	適口否口	指導要領3(3)(4)		
(5)	入学時期は厳正か、また途中入学が行われていないか	適口否口			
(6)	出席状況の不良な者、学力が十分でない者等に対する進級又は卒業の措置は 適切か	適口否口	指導要領3(3)		
(7)	健康診断等保健衛生上、必要な措置がとられているか	適口否口	指導要領3(5)		
3 授	 業に関する事項				
(1)	学則に定められた教育課程は、指定規則別表第一の各教育分野及び指導要領 別表1に掲げる事項を修得させることを目的とした内容であるか	適口否口	指定規則第2条第3号、指導要領5 (1)		
(2)	規則に定める教育課程は適切に配分されているか (各学年各学期)	適口否口			
(3)	授業の方法は、対面授業にて行っているか	適口否口	指導要領5(2)		
(4)	単位の計算方法は適切であるか (1単位の授業時間数は、講義及び演習は15時間から30時間、実験・実習及び実技は30時間 から45時間)	適口否口	指導要領5(3)、(4)		
(5)	単位の認定は講義等を必要時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得 していることを確認して行っているか(実際に行っている授業時間で算出)	適口否口	指導要領5(5)		
(6)	合併授業が行われていないか(昼間部と夜間部、異なる学年)	適口否口			
(7)	同時に授業を行う学生の数は40人以下であるか	適口否口	指導要領5(6)		
(8)	学則に定められていない臨時休校等が行われていないか	適口否口			
(9)	教員が欠勤した場合の措置は適切であるか (振替授業)	適口否口			

<u>臨床検査技師養成所自己点検票</u>

令和3年10月14日施行 改正規則等対応

令和 年 月 日 実施

		養	養 成 所 名 学科名及び課程名								科	課程									
	-	所	在	ţ	地							_		修訓	に	「定員	l			年	名
		ŕ	作成	者:		役罪	戦名						氏	名	l						
	Ľ				調			査		事		項					判	定	関係法令等		
4	臨日	末宝	:習に	関す		事項				-							13		121 1/1/22 12 -21		C+ mu
	(1)						当な	病院、	診療所等	を実習	施設として	利用し	ているか			適		否	指定規則第2条第10号	T	
	(2)	以」 た、 (在	Lの実 十分	務終 な指 療、	圣験 導育 内視	を有し 能力を ²	、厚 ⁵ 有する	上労働を 者によ	省が定め る指導が	る基準を 行われで	門的知識(・満たす臨っ こいるか 医師又は看	地実習	指導者	講習会	€を修了し			否	指定規則第2条第10号 令和3年10月20日付文科高第8 号及び医政発1020第3号	303	
	(3)			-		実習施 でいる		実情に応	いた受力	し可能な	人数とし、	1検査	室につき	5名		適		否	指導要領6(2)		
	(4)	医	療機	関て	 ある	8臨床	実習カ	を設は、	各検査	室毎にそ	れぞれ主化	任者が過	選定され	ている	か	適		否			
	(5)		療機 īしてl				実習カ	を設は、	指導要	領別表2	2に掲げる言	没備の全	全部又は	は一部		適		否			
	(6)								·価(臨地 を1単位(必要な技育 いるか	能•態度	を備える	ている		適		否	指定規則別表第一備考 指導要領5(7)		
	(7)	臨	地実	習前	<u></u> すの	技能修	得到	達度評	価に関し	て、評値	西基準を定	めている	るか			適		否	指導要領別表3(参照)		
	(8)	_=	単位	以上	は、	、生理:	学的	検査に	関する実 [:]	習を行っ	ているか					適		否	指定規則別表第一備考		
	(9)	実	習時	間の	3分	}の2以	上は	、医療	機関で行	っている	か					適		否	指定規則別表第一備考 指導要領5(4)		
	(10)										たじ、同表 ず見学さt			行為		適		否	指定規則別表第一備考 指導要領6(3)		
	(11)	指	(導要	領別	リ表4	4に掲(げる行	一為を学	生に実施	返及び見	.学させてし	るか				適		否	指導要領6(3)		
	(12)	(12) 指定規則別表第二及び指導要領別表4に掲げる行為により 検査結果を診療の用に供する場合は、実習指導者による確認を							料及	び	適		否	指定規則別表第二備考一 指導要領別表4備考1							
	(13)					第二及		導要領	[別表4に	:掲げる彳	行為の実施	五又は見	学は、	患者の)	適		否	指定規則別表第二備考二 指導要領別表4備考2		
5	施詞	没設	備に	関す	する!	事項															
	(1)	適	正な	数の	普通	通教室	を有し	している	か(同時	まに授業 しょうしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	を行う学級	の数以	(上)			適		否	指定規則第2条第7号		
	(2)	実	習室	、図	書写	室その作	也必要	要な施設		手洗設	備etc)を	有してい	るか			適		否	指定規則第2条第8号		
	(3)					等は定 内法測	-	対して適	西正か(普	通教室1	.65㎡/人、	実習室	3.31 m²/,	人、		適		否	指導要領7(1)、(2)		
			生物いるが		€習	等顕微	対鏡を	使用す	る実習室	は、他の	の実習室と	区分し [*]	て整備さ	Ž		適		否	指導要領7(4)		
	(5)	D,	ッカール	/ —Д(生犯	徒と同刻	数の口	ッカーをィ	すする)又	は更衣	室を有して	いるか				適		否			
	(6)			-					Rされてい 長期の賃		約)					所 [:] 適		賃貸 否 [指導要領2(6)		
	(7)	校倉) は他	o E	的(に併用	されて	ていない	か							併用	有	□無			
6	財政	改に	関す	る事	項																
	(1)	養瓦	 戈所σ	運2	id	適正で	あるた) (管:	理運営、	 財政上(の健全性)					適		否	指定規則第2条第12号	Ī	
	(2)	養月	 戈所σ)経到	里は「	 明確に	区分	されてに	 \るか (i	 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	以外と)					適		否	指導要領2(5)	\dashv	
	(2)	入	学料	•授	業料		実習費	貴等はji			学生又は多	く兄から	寄附金	その他	の名目で	適		否	指導要領8(1)		

<u>臨床検査技師養成所自己点検票</u>

令和3年10月14日施行 改正規則等対応

令和 年 月 日 実施

	養成所名	_	学科名及び課程	星名 ————————————————————————————————————		科 課程
	所 在 地 ———————————————————————————————————		*業年限及び定		年 名	
	作成者: 役職名	氏	名			
	調査事	項		判定	関係法令等	備考
7	事務に関する事項					-
	(1) 各帳簿類は適正に管理されているか 次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿は20年間、その他は5年間	保存されていること		適口否口		
	 ① 学則 □ 日課表 □ 学校日誌 □ ② 職員名簿 □ 履歴書 □ 出勤簿 □ ③ 学籍簿 □ 出席簿 □ 健康診断に関する表簿 □ ④ 入学者選考及び在校者成績考査表簿 □ ⑤ 資産原簿 □ 出納簿 □ 予算決算に関する表簿 □ ⑥ 器械器具・標本・模型・図書その他の備品目録 □ ⑦ 往復文書処理簿 □ 					
	(2) 専任の事務職員が配置されているか			適口否口	指定規則第2条第11号	
8	機械器具 (指導要領別表2)					
	別紙に掲げる機械器具を標準として整備しているか			適口否口	指定規則第2条第9号 指導要領7(5)	
9	標本及び模型 (指導要領別表2)					
	別紙に掲げる標本及び模型を標準として整備しているか			適口否口	指定規則第2条第9号 指導要領7(5)	
10	図書					
	⑴ 教育上必要な専門図書 (1000冊以上)			適口否口	指定規則第2条第9号	
	(2) 学術雑誌 (10種類以上)			適口否口	指導要領7(6)	
11	その他の備品					
	机及び椅子(同時に授業を受ける生徒数と同数)			適口否口		
12	その他変更申請及び届出、報告に関する事項					
	(1)変更承認申請は変更する日の3ヶ月前までに、知事あて提出し	しているか		適口否口	指導要領2(2)	
	(2) 変更届は変更した日から1月以内に、知事あて届出をしている	か		適口否口	施行令第12条第2項	
	(3) 毎学年度開始後2月以内に報告する年次報告は、遅滞なく報	告しているか		適 口 否 口	施行令第13条	